

平成31年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成31年3月5日

生 駒 市

平成31年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 1 号	平成31年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成31年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成31年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成31年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成31年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成31年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成31年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	平成31年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 9 号	平成30年度生駒市一般会計補正予算（第6回）	3～12
議案第 10 号	平成30年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	13～15
議案第 11 号	平成30年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	16～17
議案第 12 号	生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	18～19
議案第 13 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 14 号	生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例及び生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21～22
議案第 15 号	生駒市森林環境整備促進基金条例の制定について	23～24

議案第 16 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	25～27
議案第 17 号	生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 18 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	29～32
議案第 19 号	生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第 20 号	生駒市犯罪被害者等支援条例の制定について	34～39
議案第 21 号	生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40～41
議案第 22 号	財産の取得の変更について	42
議案第 23 号	市道路線の認定について	43
議案第 24 号	第 6 次生駒市総合計画基本構想及び第 1 期基本計画を定めることについて	44
議案第 25 号	生駒市公平委員会委員の選任について	45
議案第 26 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	46
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	47

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

人身事故

平成30年7月3日（火）午後8時30分頃

2 事故発生場所

生駒市元町1丁目地内 生駒2号歩行者専用道上

3 損害賠償額

17,880円

4 事故の概要

市が設置し、管理する鉄製ベンチが破損したことにより、同ベンチに着座
した際に転倒し、負傷したもの

平成31年1月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 9 号

平成30年度生駒市一般会計補正予算（第6回）

平成30年度生駒市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161,865千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,276,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,308,361	-4,582	5,303,779
	2 国庫補助金	830,329	-4,582	825,747
15 県支出金		2,407,493	7,200	2,414,693
	2 県補助金	484,073	7,200	491,273
18 繰入金		1,942,015	-145,951	1,796,064
	1 基金繰入金	1,942,015	-145,951	1,796,064
19 繰越金		729,406	-24,732	704,674
	1 繰越金	729,406	-24,732	704,674
21 市債		2,623,400	6,200	2,629,600
	1 市債	2,623,400	6,200	2,629,600
歳 入 合 計		38,438,001	-161,865	38,276,136

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,332,125	-5,421	4,326,704
	2 徴税費	590,985	-5,421	585,564
3 民生費		14,979,494	1,668	14,981,162
	2 児童福祉費	6,551,045	1,668	6,552,713
5 産業経済費		445,276	13,646	458,922
	1 農業費	182,600	7,200	189,800
	2 商工費	262,676	6,446	269,122
8 教育費		5,936,545	-171,758	5,764,787
	2 小学校費	1,555,988	-50,741	1,505,247
	3 中学校費	932,762	-98,161	834,601
	4 幼稚園費	879,497	-22,856	856,641
歳 出 合 計		38,438,001	-161,865	38,276,136

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	鉄道施設バリアフリー整備事業	25,199
民生費	児童福祉費	児童福祉経費	1,668
産業経済費	農業費	土地改良事業	7,916
	商工費	プレミアム付商品券事業	6,446
土木費	道路橋梁及び河川費	橋梁予防保全事業	9,498
		企業誘致関連道路整備事業	14,800
		道路新設改良事業	48,700
		河川水路改修事業	4,279
	都市計画費	まちづくり推進事業	3,780
		公園整備事業	25,160
		北部地域整備促進事業	13,716
災害復旧費	農林業施設費 災害復旧費	農地災害復旧事業	3,200

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	1,106,975	小学校施設整備事業	1,056,234
	中学校費	中学校施設整備事業	659,026	中学校施設整備事業	560,865
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	129,668	幼稚園施設整備事業	147,300

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
小 学 校 施設整備 事 業	361,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、若し しくは繰上 償還又は低利 に借換えるこ とができる。	364,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、若し しくは繰上 償還又は低利 に借換えるこ とができる。
中 学 校 施設整備 事 業	214,000	証書借入 又は 証券発行	"	"	216,200	"	"	"
幼 稚 園 施設整備 事 業	39,300	証書借入 又は 証券発行	"	"	39,600	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	273,313	1,668	274,981	2 児童福祉補助金	1,668	子どものための教育保育事業費補助金
4 産業経済費国庫補助金	7,888	6,446	14,334	2 商工費補助金	6,446	プレミアム付商品券事業補助金
6 教育費国庫補助金	339,041	-12,696	326,345	1 小学校費補助金	1,806	小学校冷房設備対応臨時特例交付金
				2 中学校費補助金	1,070	中学校冷房設備対応臨時特例交付金
				3 幼稚園費補助金	-15,572	幼稚園トイレ改修事業交付金 幼稚園冷房設備対応臨時特例交付金
計	830,329	-4,582	825,747			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 産業経済費県補助金	22,437	7,200	29,637	1 農業費補助金	7,200	ため池等整備事業補助金
計	484,073	7,200	491,273			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 公共施設整備基金繰入金	846,425	-145,951	700,474	1 公共施設整備基金繰入金	-145,951	
計	1,942,015	-145,951	1,796,064			

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	729,406	-24,732	704,674	1 繰越金	-24,732	前年度繰越金
計	729,406	-24,732	704,674			

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債	676,200	6,200	682,400	2 小学校債	3,700	小学校エアコン整備事業債
				3 中学校債	2,200	中学校エアコン整備事業債
				4 幼稚園債	300	幼稚園エアコン整備事業債
計	2,623,400	6,200	2,629,600			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		他			
				特定	地方債				
1 税務総務費	376,980	-5,421	371,559		-5,421 (寄)	25 積立金	-5,421	ふるさと生駒応援基金	
計	590,985	-5,421	585,564		-5,421				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		他			
				特定	地方債				
1 児童福祉総務費	2,978,051	1,668	2,979,719	1,668 (国補)		13 委託料	1,668	子ども子育て支援新制度管理システム委託料	
計	6,551,045	1,668	6,552,713	1,668					

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		他			
				特定	地方債				
5 農地費	36,633	7,200	43,833	7,200 (県補)		13 委託料	7,200	ため池調査委託料	
計	182,600	7,200	189,800	7,200					

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定地方債	その他			
				国県支出金	国県支出金	国県支出金	国県支出金		
2 商工振興費	132,287	6,446	138,733	6,446 (国補)	6,446		7 賃金	6,446	臨時雇賃金
計	262,676	6,446	269,122	6,446					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定地方債	その他			
				国県支出金	国県支出金	国県支出金	国県支出金		
3 小学校施設整備費	1,126,349	-50,741	1,075,608	1,806 (国補)	3,700	-56,247 (寄) 490 (繰入) -56,737	13 委託料	-10,210	監理等委託料
計	1,555,988	-50,741	1,505,247	1,806	3,700	-56,247	15 工事請負費	-40,531	小学校エアコン整備工事

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定地方債	その他			
				国県支出金	国県支出金	国県支出金	国県支出金		
3 中学校施設整備費	676,879	-98,161	578,718	1,070 (国補)	2,200	-101,431 (寄) 2,743 (繰入) -104,174	13 委託料	-8,157	監理等委託料
計	932,762	-98,161	834,601	1,070	2,200	-101,431	15 工事請負費	-90,004	中学校エアコン整備工事

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				補正額	財源				
					国庫支出金	地方債			
2 幼稚園施設整備費	181,979	-22,856	159,123	-15,572 (国庫補)	300	17,148 (寄)	13 委託料	-5,162	監理等委託料
				-15,572 (繰入)		2,188 (繰入)	15 工事請負費	-17,694	幼稚園エアコン整備工事 幼稚園トイレ改修工事
計	879,497	-22,856	856,641	-15,572	300	17,148			
								-24,732	

議案第 10 号

平成30年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成30年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,472,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		1,029,473	34,639	1,064,112
	2 基金繰入金	251,770	34,639	286,409
歳 入 合 計		11,437,610	34,639	11,472,249

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		3,110,805	34,639	3,145,444
	4 その他納付金	201,111	34,639	235,750
歳 出 合 計		11,437,610	34,639	11,472,249

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	251,770	34,639	286,409	1 財政調整基金繰入金	34,639	
計	251,770	34,639	286,409			

歳出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 その他納付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				国県支金	特定財源				区分	金額
					地方債	その他				
1 その他納付金	201,111	34,639	235,750			34,639	19 負担金補助及び交付金	保険基盤安定分 財政安定化支援事業分		
計	201,111	34,639	235,750			34,639		41,707 -7,068		

議案第 11 号

平成30年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成30年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 繰越明許費補正

変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道 管渠整備事業	110,000	公共下水道 管渠整備事業	402,000

議案第 12 号

生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部を改正する条例
(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)の一部を
次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次の
いずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若し
くは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる記録をいう。第32条において同
じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用
いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の
個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、そ
れにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下

げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第6条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

（生駒市情報公開条例の一部改正）

第2条 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成9年12月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

議案第 13 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号
）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 14 号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例及び生駒市北部
地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例及び生駒市北部地域整
備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
(生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年12月生
駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市債の償還及び市債」を「市債及び市債に準ずる債務負担行為に
よる債務の償還並びにこれら」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「市債」とは、地方財政法（昭和23年法律第
109号）第5条その他の規定による地方債をいう。

第3条第3項中「及び生駒市病院事業会計」を削る。

第6条に次の2号を加える。

(7) 民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平
成11年法律第117号）第14条第1項の規定により実施される選定事

業に係る経費のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費に係るものの債務の償還の財源に充てるとき。

- (8) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項第2号に該当する病院事業債の償還に要する経費のために、同項の規定により一般会計から病院事業会計に貸し付ける財源に充てるとき。

（生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成9年3月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び生駒市病院事業会計」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（処分の特例）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例第3条第3項の規定により減債基金から病院事業会計に貸し付けている貸付金及び第2条の規定による改正前の生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例第3条第3項の規定により北部地域整備促進基金から病院事業会計に貸し付けている貸付金の償還のために、一般会計から病院事業会計に貸し付ける財源に充てるときに、減債基金は、その一部を処分することができる。

生駒市森林環境整備促進基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市森林環境整備促進基金条例

(設置)

第1条 本市の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。）の整備及びその促進に関する施策を行うための資金に充てるため、国から譲与を受けた森林環境譲与税を財源として、生駒市森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 16 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の部中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の6の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の9の部中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の10の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の11の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の12の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の12の2の項の次に次のように加える。

12の3	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	27,000円
------	-------------------------	---------------------------------	---------

別表第2の13の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の18の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表の20の2の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の21の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の27の項及び30の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の31の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の31の2の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の31の3の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の32の項、35の3の項及び42の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表中44の2の項を44の5の項とし、44の項の次に次のように加える。

44の2	1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	法第87条の2第1項の規定による1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査		27,000円
44の3	1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定変更申請手数料	法第87条の2第2項の規定による1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の認定の変更申請に対する審査		27,000円
44の4	建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が3月以内の建築物に係るもの	60,000円
			他の用途として使用する期間が3月を超える建築物に係るもの	120,000円

附 則

この条例中別表第2の5の項の改正規定（「第18条第14項」を「第18条

第 16 項」に改める部分に限る。)、同表の 6 の項の改正規定、同表の 8 の項の改正規定 (「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改める部分に限る。)、同表の 9 の部の改正規定、同表の 10 の項の改正規定 (「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改める部分に限る。)、同表の 11 の項の改正規定、同表の 12 の 2 の項の次に次のように加える改正規定、同表の 13 の項の改正規定、同表の 18 の項の改正規定、同表の 20 の 2 の項の改正規定 (「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。)、同表の 21 の項の改正規定 (「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。)、同表の 27 の項及び 30 の項の改正規定並びに同表の 32 の項、35 の 3 の項及び 42 の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 67 号) の施行の日から施行する。

議案第 17 号

生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

生駒市立学校給食センター条例（昭和57年4月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

生駒市立生駒北学校給食センター	生駒市高山町12595番地1
-----------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 18 号

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市子ども医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、対象者が次条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等(市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等をいう。以下同じ。)から提供される情報に基づいて審査支払機関(奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。)から市長

に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条第2項を削る。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の親権を行う者又は未成年後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下これらを「保護者等」という。）からの申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、第4条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等（市長の指定する病

院若しくは診療所又は薬局等をいう。以下同じ。)から提供される情報に基づいて審査支払機関(奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。)から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者又は保護者等からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 対象者が、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、次条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等(市長の指定する病院若しくは診

療所又は薬局等をいう。以下同じ。)から提供される情報に基づいて審査支払機関(奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。)から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者又はその保護者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定、第2条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

生駒市老人デイサービスセンター条例（平成10年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生駒市デイサービスセンター長楽の項を削る。

第3条中「食事の提供」を「排せつ、食事等の介護」に、「等を行う事業」を「その他の老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の3に規定する便宜を供与する事業又は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（次条第1号において「第1号通所事業」という。）であって同令第1条の3の2で定めるもの」に改める。

第4条第1号中「（平成9年法律第123号）」を削り、「介護予防サービス費の支給に係る者」を「第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者」に改める。

附 則

この条例中第3条及び第4条第1号の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

生駒市犯罪被害者等支援条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為等 犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）

をいう。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪行為等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業活動を行っているものをいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、奈良県その他の本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。

(3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(遺族見舞金の支給対象等)

第8条 前条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為等により死亡した者(当該犯罪行為等を受けた時に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下この項において「死亡被害者」という。)の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該同順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第9条 第7条第2号の傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為等により重傷病(負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。))であつて、その治療に要する期間が1月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。)を負った者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪行為等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 市長が特別の理由があると認める者

(見舞金の支給の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、第7条に規定する見舞金(以下「見舞金」という。)を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合

(2) 犯罪被害者等が犯罪行為等を誘発した場合その他当該犯罪行為等による被害につき、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があつた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

(見舞金の支給申請等)

第11条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、見舞金の支給について、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による見舞金の支給申請は、犯罪行為等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為等による被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき、又は見舞金の支給後において第10条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、当該見舞金の返還を求めることができる。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪行為等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第15条 市は、民間支援団体が犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。

議案第 21 号

生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月生駒市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関

する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 22 号

財産の取得の変更について

下記のとおり財産の取得の変更をすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

所在地

(1) 変更前 生駒市高山町2657番外2,619筆

(2) 変更後 生駒市高山町2657番外1,226筆

面積

(1) 変更前 1,324,718.74平方メートル

(2) 変更後 1,324,054.70平方メートル

2 取得価格

(1) 変更前 340,000,000円

(2) 変更後 339,835,505円

3 取得目的 関西文化学術研究都市高山地区第2工区用地

4 契約の相手方 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 新居田 滝 人

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 23 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	緑ヶ丘西菜畑線支線13号	緑ヶ丘2186番1先 緑ヶ丘2169番9先	
2	小瀬町4号線	小瀬町343番161先 小瀬町343番159先	
3	小瀬町5号線	小瀬町343番158先 小瀬町343番155先	
4	辻町北20号線	辻町367番8先 辻町374番15先	
5	小明東山線支線9号	小明町586番11先 小明町612番17先	
6	緑ヶ丘第1歩行者道	緑ヶ丘1425番40先 緑ヶ丘1425番41先	
7	中佐越線支線2号	北田原町2052番・2053番合併1先 北田原町2048番1先	

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 24 号

第 6 次生駒市総合計画基本構想及び第 1 期基本計画を定めること
について

別冊のとおり第 6 次生駒市総合計画基本構想及び第 1 期基本計画を定めること
につき、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成 25 年 6
月生駒市条例第 22 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 25 号

生駒市公平委員会委員の選任について

生駒市公平委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 鳥 山 半 六

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 景 山 良 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 次 芳 枝

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪府東大阪市●●●●●●●●●●

氏 名 上 崎 哉

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 上 田 光 男

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 杉 田 要 三

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 辻 村 万里子

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 甲 斐 聡 子

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

平成31年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史